

移動支援事業のご案内

1 移動支援事業とは

屋外での移動が困難な方が、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加等を目的とする外出をする際に、ヘルパーを派遣し、移動の介助及び外出に伴う介護を提供するサービスです。

2 対象となる方

以下の①～⑤に該当する方。ただし、障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を利用している方は、それぞれのサービス内容に外出支援が含まれているため、原則併用はできません。

- ① 身体障害者（*1）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 難病患者等（*2）
- ⑤ 障害児

- （*1）外出時に移動等が困難で、車椅子介助等の支援を必要とする、以下の（ア）～（ウ）に該当する方及びそれに準ずる方（電動車椅子の方は対象となりません。）
- （ア）両上肢に障害（等級を問わず）があり、両下肢機能障害2級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が1級の方及びそれに準ずる方
 - （イ）体幹機能障害1級の方
 - （ウ）移動機能障害1級の方
- （*2）障害者総合支援法の対象となる疾病により、両上肢に障害（等級を問わず）があり、両下肢機能障害2級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が1級に準ずる方

3 支援の内容

- ① 個別支援型（個別支援が必要な方へのマンツーマンによる支援）。
- ② 車両移送型（日中一時支援事業利用に伴う車両による送迎）

4 移動支援の対象として認められる外出

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
（公的機関における諸手続き、買い物、各種団体の行事等）。
- ② 余暇活動等社会参加のための外出
（自己啓発や教養を高める外出、体力増強や健康増進を図るもの、生活の質を充実、向上させるもの等）。

*収入を得ることを目的とした外出、政治活動及び宗教活動に係る外出、公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出は、移動支援の対象として認められません。

*通学及び通所に係る外出について

以下の（ア）～（ウ）に該当する場合は、通学・通所に係る外出支援が認められます。

- （ア）介護者の怪我や病気で送迎ができず、本人が単独で通えない場合
- （イ）親族に他の要介護者がいるため介護者が送迎できず、本人が単独で通えない場合
- （ウ）介護者の就労により送迎ができず、本人が単独で通えない場合
- （エ）介護者が高齢（概ね 70 歳以上）または要介護状態で送迎ができず、本人が単独で通えない場合

5 利用できる時間

1 月に利用できる時間は、原則 35 時間までです。

*支給量については、障害特性や生活環境等により個別に決定します。

6 利用者負担

サービスの提供に要した費用の 1 割が利用者負担となります。ただし利用者が属する世帯の課税状況に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	対象者等が区市町村民税非課税世帯	0円
一般（課税）	【対象者が障害児（18 歳未満）】 対象者等の区市町村民税課税の所得割が 2 8 万円未満	4, 6 0 0 円
	【対象者が障害者（18 歳以上）】 対象者等の区市町村民税課税の所得割が 1 6 万円未満	9, 3 0 0 円
	上記以外	3 7, 2 0 0 円

*車両移送型を利用した場合は、別途費用負担があります。

7 申請から利用までの流れ

①利用申請

サービスが必要な場合に、北区に申請をします。

②聴き取り調査

区の職員が、利用希望者の生活や障害の状況について聴き取りを行います。[勘案事項調査及びサービス利用意向の聴取]

* 1 8 歳以上の方が初めて利用する場合は、障害支援区分認定調査を行うため、支給決定までに 1 か月半～2 か月程度時間がかかります。

③支給決定

聴き取り調査の内容をもとに、区がサービス支給内容・支給量などを決定します。

④受給者証の交付

地域生活支援事業のサービス受給者証を交付します。

⑤利用契約

利用希望者は、サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

⑥サービス利用

サービスを利用します。

*利用可能となっている内容でも、対応できるかどうかは各事業所によって異なります。直接、事業所へお問い合わせください。

移動支援事業に関する Q&A

1	移動支援によりヘルパーと外出する際、交通費や飲食代の負担はどのようになりますか。	交通費は、利用者がヘルパー分の実費を負担します。飲食代は、原則、ヘルパーが支払いますが、その場の状況等により一概に断定できません。契約時に事業所と話し合いをして決めたくてサービスを受けて下さい。
2	外出の際、ヘルパーと食事を一緒にしたいのですが、可能ですか。	一連の支援の中で必要があれば認められますが、契約時に事業所と話し合いをして決めて下さい。事業所によっては、利用者と一緒に食事を摂らない場合もあります。契約時に確認をしてからサービスを受けるようにして下さい。
3	ヘルパーに居酒屋やパチンコ店に同行してもらいたいのですが、可能ですか。	認められません。 公費負担によるサービス利用にはふさわしくないので。
4	施設や送迎バスの停留所まで、移動支援による送迎は可能ですか。	原則、認められません。 通年かつ長期にわたる外出にあたるためです。但し、介護者の病気や就労等によりやむを得ない理由があるときは、認められる場合がありますので、詳細は各相談窓口にご相談ください。
5	通学や放課後等デイサービスの送迎に、移動支援の利用は可能ですか。	通学訓練を目的とする場合は、原則、3か月を限度として認められます。 介護者の病気や就労等によりやむを得ない理由があるときは、通年で認められる場合がありますので、詳細は各相談窓口にご相談ください。
6	移動支援でプールに行く場合、プール利用中も支援の利用は可能ですか。	学校、ジム等のプール内において教員、指導員等が付き添う場合は利用できません。指導員等が配置されていない開放プール等を利用する場合は、事前に事業所と話し合いをし、プール内での介護における損害や責任に係る事項を書面で定め、契約を取り交わした上で利用することは可能です（但し、プール指導を行うものではありません。） ※プール内で移動支援を利用するときは、必ず事前に各相談窓口にご連絡ください。
7	ヘルパーが運転する車で外出をする場合、移動支援の利用は可能ですか。	認められません。 運転中にヘルパーが支援を行うことができないので、移動支援は認められません。
8	移動支援でヘルパーと宿泊旅行に行くことは可能ですか。	認められません。 移動支援は、1日の範囲内で用務を終えるものが対象です。認められるのは、自宅から目的地までの送りと目的地から自宅までの迎えです。
9	保護者が駅等でヘルパーと待ち合わせて児童をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能ですか。	認められます。 移動支援の起点は自宅ですが、保護者が同行してヘルパーにお願いする場合は認められます。
10	児童が習い事に行く際に移動支援を利用することは可能ですか。	認められません。 習い事は、通常、定期的かつ長期にわたるものに該当するためです。
11	銭湯に行くときに移動支援を利用することは可能ですか。移動支援ではなく、身体介護での利用となりますか。	自宅にお風呂がなく、銭湯に行かざるを得ない場合は認められます。但し、移動支援は送迎のみで、入浴介助は「身体介護」の支給となります。
12	スーパー銭湯など遊技場にある銭湯、温泉等での移動支援の利用は可能ですか。その際の入浴は、「身体介護」での支給ですか。	スーパー銭湯等の遊技場の銭湯への送迎は、移動支援の利用は可能です。 但し、遊技場での入浴は、日常生活上で必要な支援ではないため、入浴介助を「身体介護」で利用することはできません。

13	事業者主催の遠足や運動会等の付き添いで、移動支援の利用は可能ですか。	原則、認められません。 事業者主催の行事は、主催者が主体であるため、事業者が支援をするものと考えます。
14	内部障害者は、移動支援を利用することができますか。	利用できません。 移動支援の対象者は、知的・精神・全身性障害のある方、障害児及び難病に罹患した方です。内部障害のある方は対象となりません。
15	車両移送のサービスがある日中一時施設の送迎について、ヘルパーによる移動支援（個別支援型）を利用することはできますか。	ヘルパーによる個別支援型移動支援は認められません。
16	車両移送のサービスがない短期入所施設や日中一時施設の送迎について、移動支援を利用することが可能ですか。	認められます。但し、自宅と施設との間のみで、施設間の移動支援は認められません。
17	移動支援による通院で、医療機関内の待機時間は支給対象になりますか。	原則、認められません。 移動支援での通院介助は送迎のみが対象です。
18	移動支援は 30 分でも利用することは可能ですか。	移動支援は、30 分でも利用できます。 (20 分以上のサービス利用が必要です。)
19	児童が移動支援を利用する場合は、何歳から利用することが可能ですか。	原則、小学生以上、18 歳未満です。但し、保護者の付き添いが求められる場合に、保護者の代理をすることは認められません。(散歩やレクリエーション等の外出は認められます。)
20	移動支援での 2 人対応は認められますか。	原則、認められません。
21	入所施設から一時帰宅している間に、移動支援を利用することは可能ですか。	一時帰宅中、施設入所支援等の報酬が算定されていない期間は認められます。但し、施設から自宅に帰る日と自宅から施設に戻る日は、施設入所支援等の報酬が算定されるため認められません。



お問い合わせ先

王子障害相談係

〒114-8508 王子本町 1-15-22

電話 03-3908-1358 FAX 03-3908-5344

【担当地区】 王子、王子本町、上十条、岸町、栄町、十条台、十条仲原、滝野川、豊島、中十条、東十条、堀船
上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端

赤羽障害相談係

〒115-0044 赤羽南 1-13-1

電話 03-3903-4161 FAX 03-3903-0991

【担当地区】 赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘

滝野川地域障害者相談支援センター

〒114-0024 西ヶ原 4-51-1

電話 03-4344-6548 FAX 03-4334-6549

【担当地区】 上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端